

令和5年度第2回人権教育・啓発推進懇談会における委員意見

項目	御意見等	県の考え方
各重要課題 共通	<p>各重要課題ごとに「ウ 主な関係法令・計画等」が掲載されていますが、各法律・計画ごとの制定（策定）年月日あるいは改正年月日等が記載されていません。</p> <p>人権問題は時代を映す鏡とも考えられます。また、重要課題ごとに時系列的な経緯あるいは課題を取り巻く時代的背景を理解する上でも年月日の記載は必要と思われるので、ご検討いただければと思います。</p>	<p>各重要課題における「ウ 主な関係法令・計画等」については、法律・計画ともに改正が繰り返されているものが多く、全てを記載すると見づらくなること、また、個別の計画において詳細を記述していることから、年月日は記載しないことで統一しています。</p>
(3) 高齢者	<p>高齢者の人権課題に関して、虐待問題は避けて通れないと思います。今後、高齢者人口や認知症高齢者が増大する中で、虐待問題が社会的にも大きな課題になるのではないかと思います。また、実際現在でも家庭内、施設内等で虐待事例は発生しています。</p> <p>素案の「ア 現状と課題」の記載内容は高齢者施策の体制整備が中心になっていますが、本計画は人権課題の推進計画ですので、高齢者虐待防止法制定の経緯やどのような虐待事例があるのか可能な限り記載する必要があるのではないのでしょうか。また、高齢者ゆえに住宅が借りられない等の問題もあります。こうした課題に対してどう取り組むのか記載する必要もあるのかなと思います。ご検討願います。</p>	<p>素案に反映いたします。</p>